

平成30年度 佐賀市生活安全推進協議会の会議結果について

【開催日時】 平成31年2月21日（木）10時00分から11時30分まで

【開催場所】 佐賀市役所庁舎2階 庁議室

【出席者】 協議会委員：委員出席10名、欠席8名
事務局（市民生活部生活安全課）：眞崎部長、鷺崎課長、廣瀬主査、副島主査、
山下主事、北村副所長
報告者（市民生活部生活安全課）：熊添所長、池田副課長

【会議の公開】 公開

【傍聴人の数】 0名

【会議次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
会長：山下宗利氏
- 3 議事
 - (1) 防犯カメラの設置について
 - (2) 犯罪被害者等支援について
 - (3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて
 - (4) 消費者トラブルの防止に向けて
- 4 閉会

【議事（要旨）】

- (1) 防犯カメラの設置について
佐賀市の防犯カメラの現在の設置状況と今後の設置等について説明
- (2) 犯罪被害者等支援について
平成29年10月1日に施行した「佐賀市犯罪被害者等支援条例」の内容や取組みについて説明
- (3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて
平成29年5月24日から取り組んだ「交通事故“脱ワースト1”キャンペーン」に引き続き実施している「交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーン」について説明
- (4) 消費者トラブルの防止に向けて
消費者トラブル防止のための意識啓発や消費者教育の拡充についての現状と課題、対策等について説明

※ 議事内容・質問・意見等の詳細内容については、以下のとおりです。

【議事内容】

(1) 防犯カメラの設置について

防犯カメラの設置は犯罪の未然防止や認知、犯罪捜査や立証などに極めて有効であると認識している。

生活安全課では佐賀駅とバスセンターに20台、エスプラッツ外周壁に12台の防犯カメラを設置、管理しており、警察への画像提供は平成30年度中、1月末現在で佐賀駅周辺で17件、エスプラッツ外周で21件行った。

佐賀市全体では292台の防犯・監視カメラが設置されている。

佐賀市が防犯カメラや監視カメラを設置する際の流れについてだが、まず、施設等を所管する部署が、その施設等に防犯カメラ等を設置する目的等を含めて必要性の検討を行う。

そして、必要性があると判断した場合は、具体的な設置場所、設置台数、設置する防犯カメラ等の取扱い要綱等について検討を重ねていく。

その後、個人情報保護の観点からの検討を行うため、総務部総務法制課で庶務を担当している、大学教授、弁護士、人権擁護委員会等の委員のみなさん5名で構成されている「佐賀市個人情報保護審査会」に施設等を所管する部署から諮問し、その意見を求めることとなっている。

その結果、「設置は妥当」との答申を受けた場合に、施設等を所管する部署において、防犯カメラ等を設置し、その後の管理を行う。

このように防犯カメラ等の設置につきましては、設置する必要性等の検討と併せて、個人情報保護の観点からの意見も頂いた上で、設置している。

昨今、各地で発生している痛ましい事件等を受けて、市議会や自治会等から、市による防犯カメラの増設を望むご意見や、自治会等で設置する防犯カメラについての補助制度がないかという問い合わせが時折、寄せられている。

今のところ、佐賀地区防犯協会が防犯カメラ設置に対して1件あたり5万円、年度予算額30万円の助成金交付制度が整備されている。

これからの防犯カメラ設置について検討するために、昨年8月に九州の県庁所在市、福岡県・長崎県・熊本県の各市、それから人口規模が佐賀市に近い市、合わせて72市に防犯カメラ設置に関する補助の実施等についての照会を行った。

回答があったのが52市で各市とも、必要な部署への防犯カメラの設置はされているようだった。また市や防犯協会が設置補助を行っているのは調査を行ったうちの40%21市であり、全体的には補助を行っていないところが多く、理由としては本市も同様だが概ね「厳しい財政事情から補助事業の実施は困難である」というものだった。

市による防犯カメラの増設を行う場合にも、プライバシーの侵害やデータ及び機器管理の問題もあり、警察署との情報交換などを通じ、犯罪発生場所、犯罪発生状況を分析しながら、加えて自治会や商店街等、地域の皆さんとの役割分担も含め検討したいと考えている。

市で防犯カメラ設置を行う、または補助事業を実施する・・・どちらにしても厳しい財政状況の中、事業の優先度を加味しながら検討することになると思っている。

また、民間のNPO法人等による、飲料水の自動販売機の売り上げで防犯カメラの設置・維持管理

費用をまかなうという取組みが行われている。

佐賀県内でも基山町などで、NPO法人と協定を結び、取組みを始められている。

この取組みは市の財政負担はないが、市が設置する場合と同様、プライバシーやデータ及び危機管理の問題について慎重に検討する必要があると考えている。

防犯カメラの有効性や必要性は理解しているが、佐賀市が要望箇所に設置し、維持管理をするとすると、かなりの予算が伴うため、地域の要望によって個々の案件について対応をする場合もあるかもしれないが、まずは調査研究を行いたい。

また地域で設置される場合に、相談があった場合には個人情報保護の観点や、防犯協会で実施されている助成金のご案内等、情報提供の支援をしたいと思っている。

自治会が設置する際の市からの経費支援については、先進自治体の運用状況を調査・研究したい。

《委員からの質問・意見》

質問 1.

生活安全課が管理する防犯カメラが佐賀駅とエスプラッツに合計 32 台ということだが、市で発生している事件や事故が、このカメラ設置場所周辺でどのくらいおきているのか。

今後、事件や事故が発生しているところに設置する必要があるのではないかと。

⇒回答

犯罪認知件数は市全体で年々減少傾向にあるが、バスセンター、エスプラッツ周辺の設置当時、いろいろなところからの意見と犯罪発生の可能性が非常に高いだろうという判断で設置している。地域のみなさんや警察の方々、こういった協議会の中で検討することが必要。

近年は通学路での不審者情報や地域の中で死角になるような公園、物陰、そういった部分について地域の方々が日頃どのように感じてあるのかという声を聴きながら検討する必要があるのではないかと。

意見 1.

住民や子ども達が不安を感じる場所に設置してもらえれば非常に助かるし、安全をもたらすのではないと思う。数を多くというより場所を考えて検討し、効果的な設置をすることが有効かと考える。

質問 2.

防犯カメラの設置場所はどこでもいいのか。何か規定があるのか。

⇒回答.

防犯カメラを設置するにあたってはプライバシーとデータ管理が重要になってくる。設置を検討される場合は警察や市役所に相談してほしい。

つけること自体について公序良俗に反しなければ法令等で問題があるわけではないが、つけたあとの管理が重要になってくると考えている。

質問3.

九州各地でもちらほら通学路への設置の話が出てきている。通学路の死角から子ども達を守るといふことになると思うが、どういう手続きを踏んで設置をすることになるのか、管理をどこが、どういうふうにするのか。

⇒回答

佐賀市がつける場合には個人情報の取扱いについての審議会を経て取り付ける必要がある。

市民のみなさんが取り付ける場合には必要ないが個人情報保護の観点から検討する必要はあるので警察か市に相談してほしい。

カメラの管理はデータの保存日数、誰がデータを見ることができるか、管理するかを協議し、取り決めをして、了解していただいて取り付けることになると思う。

防犯カメラを設置しただけで何か手間がかかる等、時間を要するわけではない。

ただ、警察からデータ提供の依頼があった際には1件、1件について数時間～数日間の時間を要することがある。今は駅とエスプラッツ2箇所に行けば済むが、通学路に設置して、データ管理をそれぞれの場所で行った場合には、その設置した場所それぞれでデータを取って提供する手間が必要になってくる。かなりの人的経費が必要になると思っている。

意見2.

久保田駅前にカメラを設置したところ自転車窃盗がなくなったと聞いている。

犯人をつかまえるために設置するのか、起こらないように設置するのか、そういうあたりを考えないといけない。

商業施設や公共施設には、ほとんど防犯カメラがついているので、いつも見られているんだという意識をみんなが持って生活すれば事件も犯罪も起きにくいのではないかと。

(2) 犯罪被害者等支援について

昨年度の生活安全推進協議会でもお知らせしたが佐賀市では平成29年10月1日に佐賀市犯罪被害者等支援条例を施行した。

今までの取り組み、まずは相談体制についてだが、条例制定後、相談窓口を一元化し、犯罪被害者等が複数の窓口で何度も自ら受けた被害について伝えなければならないという心理的負担を軽減し、二次的被害を防止するため、犯罪被害者総合相談窓口を生活安全課に設置した。

犯罪被害者等が相談に来られた場合には、生活安全課で相談を受け付け、相談内容に応じて庁内関係部署に生活安全課職員が同行する「付き添い支援」を行う。

相談内容が、市役所で行う業務以外であった場合は、民間の犯罪被害者支援団体である佐賀VOISSに連絡をし、佐賀VOISSを通じて、必要な関係機関との連携を図ることとしている。

また今年度から佐賀県くらしの安全安心課内に配置された犯罪被害者支援コーディネーターから相談対応についての助言指導を受けることとしている。

相談件数についてだが、平成29年度中にのべ2件・内訳は電話、来所それぞれ1件、今年度も同じくのべ2件・内訳は電話、来所それぞれ1件となっている。

次に見舞金の支給についてだが、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円の見舞金制度をもうけており、金額はそれぞれ1ヶ月の生活費及び治療費で積算している。

平成29年度、30年度ともに支給実績はない。

次に日常生活の支援については、犯罪被害者の方が、平穏な日常生活を営むことができるように福祉サービスなど必要な支援を行なっていく。

次に居住の安定については、犯罪被害により、従前の住居に継続して居住することができなくなった被害者の方について、市営住宅に目的外使用として入居していただき、その後、通常の入居抽選時に点数加算し、優先入居をしていただく。

条例が制定されてから今までの間に実績はない。

次に雇用の安定について、これは直接、雇用を斡旋することではなく、事業者に対して、犯罪被害者の置かれている状況・たとえば精神的ショックや身体の不調により仕事の能率が低下したり、対人関係に支障をきたしたりすることや、治療のための通院や裁判への出廷のための欠勤が必要となることもあることから、そのような被害者となった方が仕事を続けていくために必要な支援について理解をしてもらうことを目的としている。

佐賀市商業振興課が年2回発行している事業所向け広報誌「佐賀市労政だより」に支援を理解していただくための記事を掲載している。

次に広報啓発についてだが、犯罪被害者支援について市民の皆さんに、まずは知っていただき、さらに理解を深めていただくために、「佐賀市犯罪被害者支援リーフレット」を作成した。

平成29年度は7,000部、平成30年度は10,000部作成し、各種講演会や出前講座等で市民の皆さんに配布し、佐賀市が行う支援の内容と犯罪被害者支援の重要性について理解を深めていただいた。

ほかにも市報やホームページへの情報掲載や、また、人権同和対策男女参画課や佐賀県、佐賀VOISSと協働し、講演会を開催した。

次に庁内関係部署との連携や職員の資質向上についてだが、条例制定に先がけ組織した「佐賀市犯罪被害者等支援庁内連絡会議」構成部署の実務担当者に加え新任の担当者を対象に佐賀VOISSから講師を招いて年度当初の4月に研修を行い、庁内12課から25名の参加があった。また佐賀県が主催する「市町村職員を対象とした犯罪被害者等支援養成講座」を関係部署に案内し、のべ17名の職員が参加した。

今後も引き続き、犯罪被害者の支援の充実を図るため、市職員に対する研修や市職員と関係機関との意見交換を行っていく。

最後に民間の団体に対する支援だが、民間の犯罪被害者支援団体である佐賀VOISSに対して、佐賀VOISSが行う犯罪被害者支援に関する講座やフォーラム、映画の上映会を市のホームページで紹介したり、佐賀VOISSのリーフレットや被害者支援相談電話カードを市の窓口に設置したりしている。

また佐賀VOISSと被害者自助グループ「一歩の会」と協働でパネル展示を市役所ホールで行った。

それから、佐賀VOISSの活動支援のための寄付型自動販売機の設置への協力も行っている。この自動販売機については、現在のところ市営住宅に4台設置されているが、現在も増設の要望がっており、引き続き協力を行っていく。

条例施行後、見舞金支給の対象となるような事案は発生していないが、相談があったときには適切な対応ができるよう、日頃から警察及び関係機関との情報共有を図り、犯罪被害者等が受けられた被害を1日も早く回復され、または軽減されることで、再び平穏な生活を営むことができるよう寄り添った支援を行っていきたいと考えている。

(3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて

交通事故“脱ワーストレベル”の取り組みについて紹介。

佐賀市では、昨年度、平成29年度に「交通事故“脱ワースト1”キャンペーン」を展開した。

これは、平成28年度まで佐賀県が人口10万人当たりの人身交通事故発生件数で、5年連続全国ワースト1であったことや、平成28年中については、事故件数の約35%が佐賀市で発生したことを受けて、佐賀県のワースト脱却のカギは佐賀市であるという考えのもと実施されたものだ。

キャンペーンは、平成29年5月から翌年3月まで実施したが、市民の皆さんの交通安全意識の向上につなげることができ、県としては平成29年中の人口10万人当たりの人身交通事故発生件数は、全国ワースト2位、そして、市は、県の事故減少率である13%を上回り、16%も事故を減少させることができた。

ただ、依然として県、市ともに大変厳しい交通情勢であることには変わりなく、更なる交通事故減少を目指し、引き続き交通安全対策を強力にすすめていく必要があるということで、今年度は名称を「交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーン」に改めて、展開している。

昨年4月19日に市役所西側にて、市長、警察署長をはじめ、佐賀市交通安全指導員会や安全運転管理モデル事業所などに集まっていただき、市民総ぐるみでワーストレベル脱却を目指して取り組んでいくキャンペーンのスタート式を開催した。

佐賀市の交通安全スローガンである「車間距離 間を空ければ がばい 安全」を側面に大きく施したラッピングバスが、今も市内各所を毎日走っている。

キャンペーンでは、佐賀市交通対策協議会で決定した取組項目を軸に重点的な対策を行なっている。

まず、取組項目の一つ目であり、最も力をいれて取り組んでいるものが追突事故の防止。

全国平均で見ると追突事故の割合が約35%であるのに対し、佐賀市では、人身交通事故全体に占める追突事故の割合は約45%（平成29年中 989件/2,285件）と、約10%高くなっている。

このため、佐賀市では追突事故を防止するためのスローガンを平成29年度に決定し、今年度は、事故多発路線の主要交差点で、スローガンが書かれたのぼり旗などを車両に向けて掲げる「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」を高齢者交通安全モデル地区の交通安全指導者の方々などのご協力を得ながら実施したり、スローガンが書かれた追突事故防止マグネットステッカーを市民の皆さんへ配布したりしている。

また、追突事故防止のための「みつつの3」運動ということで、「3秒間の車間距離の確保」、「3秒・30メートル手前での方向指示器による合図の徹底」、「余裕を持った行動として、3分前の出発」といった、交通法規や安全運転に関する基本的事項について、数字の3をキーワードにしたものを、市民の皆さんの安全運転意識に定着することを狙って、佐賀市のホームページをはじめ、啓発の機会があるごとに広報している。

佐賀市内では追突事故が非常に多く、路線別では国道34号と208号での事故が多い、そして原因別では前方不注視と安全不確認が多い、即ち、前をよく見ていなかったための事故が多い、ということで、この「追突事故ゼロ前をみよ作戦」では、国道34号と208号で追突事故防止の街頭啓発活動を行っている。

この活動では、関係機関・団体と協力して、スローガンを表示した反射ベストの着用や、横断幕や手持ちのパネル、のぼり旗の掲示により、追突事故防止の意識啓発を図っている。

続いて、自転車の街頭指導の強化をあげている。佐賀市における自転車事故は、事故全体に占める割合としては全国平均より低くなっているが（平成29年中は16.9%。全国平均は約20%）、県内の自転車事故の半分以上が佐賀市内で発生しており（平成29年中は387/756件=51.2%）、この自転車の交通安全についても市民総ぐるみで取り組むべき課題として、ルール遵守とマナーアップに向けた取組を行っている。5月に市内一斉に早朝街頭指導を実施した。

高齢者事故対策の強化としては、運転免許証の自主返納推進の一環として、自主返納をされた方や、自主返納者が多い高齢者の方に便利な交通サービスを各媒体で紹介している。

また、高齢者交通安全モデル地区の交通安全指導者の方々と連携して校区高齢者の方に対して、反射材着用などの交通安全行動を啓発した。

最後に「交通安全市民大会」については、交通事故“脱ワーストレベル”を目指して関係機関や団体、市民等が一堂に集い、佐賀市民総ぐるみで取り組む決意を新たにす大会として本年の2月9日に開催した。

当日は、朝方に降った雨の影響であいにく、屋外イベントを実施することができなかったが、資料に掲載の流れで式典を無事に終えることができ、来場された方々と交通安全への気持ちを一つにすることができた。

これらの取組の甲斐もあってと思うが、昨年中の人身交通事故の発生状況については、佐賀市は前年以上の減少率を達成し（平成29年中約16%、平成30年中約18%）、依然としてワーストレベルではあるものの、着実に前に進んでいる状況だ。

今後もより一層悲惨な事故を減らしていけるように、「交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーン」を継続する中で、関係機関等とも連携して取り組んでいかなければならないと考えている。

《委員からの質問・意見》

意見1.

青少年健全育成連合会では中高生を中心に自転車の交通マナー指導を交通安全対策協議会に啓発グッズの協力をしてもらっている。

今後も年に2回7月、11月に取り組む予定。

中高生の自転車マナー、無灯火はオートライト普及で減ってきているが歩道に広がったり併進したり、左側通行じゃなく右側通行をしたり、地域特性があるが大人のマナーも悪い。

そのため、中高生中心だが大人のマナー啓発も行っていきたい。

意見2.

運転手のマナーも悪いが歩行者のマナーも悪い。赤信号でも渡る。注意をしても「よかろうもん」「ちょっとぐらいよかろうもん」・・・ということで渡っている。

追突事故が発生するのは前を見ていない、他の事故の発生も前を見ていないことで起きている。

周囲の人への注意喚起をしていきたい。

質問1.

佐賀県内で自転車事故発生率が10%を超えているのは佐賀市だけということだが、自転車事故の年齢層はどうなっているか？

⇒回答

佐賀市での発生率が高いのは、大学があり、高校も多い。また小中学生の数も多く、一般の人の自転車利用者も多いことによると思われる。中学生の自転車事故だけが増加しているが、日常的に自転車を利用する年齢になることからかと思われる。

中学生に向けての自転車運転の教育や啓発が必要と考えており、来年度は中学生に向けた交通安全教室で、スタントマン等を用いて、視覚的に危機感を感じてもらいやすい講座を開催したいと思っている。自転車事故のデータについては後日送付する。

自動車同様、自転車の安全についても各団体のみなさんと一緒に取り組んでいきたい。

(4) 消費者トラブルの防止に向けて

市民の心身の安全安心ということでの話が続いたが、市民の財産の安全安心というところから、消費者トラブル、消費者保護の事業を行っている。

現在、いろいろな情報があふれている中、消費者トラブル、被害状況は一刻一刻変化している。

全国的にも高齢者、障がい者等の社会的弱者を狙った悪質商法や、食品表示の偽装などの消費者被害はあとをたたず、本市においても消費者行政の充実が必要とされている。

佐賀市での60歳以上の相談件数は平成29年度は42.5%、平成30年度は1月末現在で60歳代は20.4%だが、60歳代以上となると49.5%と約半数を占める。

消費者啓発にはいろいろな手法があるが、地区に入っただけの出前講座、高齢者サロンや老人クラブ、自治会などの団体からの呼びかけによる講座の開催。また学校からの派遣依頼による講座開催。

出前講座等は行政が受動的な動きとなる講座だが、一般的に広く住民に知っていただきたい内容を講座形式、講演会形式で行っている事業がある。消費生活サポーター制度の導入、平成29年度のブレ講座をふまえて30年度から本格的な取組みを行っている。

これは講座を受けた方が、情報発信し、地域に拡散していただくしくみとして考えている。

市報やホームページでの一般公募を行ったところ32名の登録があった。

次年度にかけて、登録者をいかに増やし、情報発信をしていくか検討したい。

学校での啓発については小中学校での出前講座派遣、パンフレット等の資料配布を行っている。

小中学校からの出前講座依頼はなかったが、高校からの出前講座依頼があり若年者消費者教育ということで1学校で4クラスに講師派遣をした。成人年齢引き下げをベースにした若年者教育ということでH31年度から新しいパンフレットを利用して意識啓発を行う。

一般啓発については、経常事業であり、特別に触れる点はない。

消費者保護について、消費生活相談の件数は、ここ数年間1500件前後で、あまり差異はない。相談内容はデジタルコンテンツ・インターネット上のオンラインゲーム、情報サイトやアダルトサイトの利用料や登録していないサイトの利用料の請求の関する相談や、多重債務に関する相談が多い。

法的な解決、難度の高い問題の解決が必要な場合のために無料弁護士相談を実施している。各週水曜日の昼間と第3木曜日の夜間に実施しており、相談件数は平成29年度で約180件、平成30年度1月末で123件。

高齢者、障がい者の方に対しては見守りをしてくれる人が必要になってくる。

介護支援専門員（ケアマネージャー）、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等いろいろな事業所や協議会があるので、こういった機関に関する資料配布等を行って、見守り活動を進めている。

また成年後見制度を周知するためのパンフレットの配布もしている。